

大阪地域医療連携合同協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大阪地域医療連携合同協議会（通称「大阪連携たこやきの会」以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域医療連携業務の改善と研鑽、情報交換ならびに会員相互の親睦を図り、会員医療機関運営の発展に寄与すること（人材教育を含む）を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 地域医療連携業務を円滑にする為の情報共有の推進。
- (2) 会員の親睦の場を提供。
- (3) その他、地域医療連携による医療の質向上に関する事業。

第4条 本会は、本会議を年3回開催する。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、大阪府を中心および周辺の地域に所在する病院を中心とした医療・介護・福祉に携わる機関で本会の目的に賛同し、かつ、目的推進のため積極的に参加し活動する医療・介護・福祉に携わる機関等で構成する。

2 本会の会員は、施設毎に登録する。

3 本会に入会を希望するものは、事務局へ会員登録の申請を行い、運営委員会にて承認を得る。

(会費)

第6条 会員は、所定の年度会費を納入しなければならない。

2 会費の金額は運営委員会において決定し、総会の承認を受けるものとする。

3 会費は年度毎に12,000円とする。

4 会費は施設毎に徴収する。

(退会)

第7条 会員は退会届を提出して、任意に退会することができる。また、以下に該当した場合は、退会したものとみなす。

- (1) 会費を2年以上滞納したとき。
- (2) 施設が解散したとき。

(除名)

第8条 会員が各号に該当する場合は、総会の議決により除名することができる。この場合その会員に対し、それぞれの議決の前に弁明の機会を与えなければならない。また、退会又は除名された会員が既に納入した

会費及びその他拠出金品は返還しない。

(1) 会則に違反したとき。

(2) 本会の名誉および信用を著しく傷つけたと判断されるような行為があり、運営委員会において除名決議がなされたとき。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 監査役 2名

(選任)

第10条 会長は、運営委員の推薦により選任し総会で承認する。

2 監査役は、運営委員会から推薦し総会で承認する。

(役割)

第11条 会長は、本会を統括する。

2 監査役は、本会の会計及び事業を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期)

第12条 役員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 役員に欠員が生じたときは、速やかに後任者を運営委員会により推薦し、総会にて承認するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 運営委員

(役割)

第13条 運営委員は、運営委員会を組織し、会務を運営する。

2 本会議・総会等の運営を行う。

(定数)

第14条 運営委員は、若干名とする。

(選任)

第15条 運営委員は、会員の中から運営委員会により提案し、総会で承認する。

(任期)

第16条 運営委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 運営委員に欠員が生じたときは、速やかに後任者を運営委員会により選出し、総会にて承認するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第5章 運 営 委 員 会

(運営委員会)

第17条 運営委員会は会長が招集する。

- 2 会長が会務を掌理し、運営委員会の議長となる。
- 3 運営委員会は、年3回開催するほか、必要に応じて随時開催するものとする。
- 4 会長が必要と認めるときは、医療関係者等を出席させることができる。

(成立と決定)

第18条 運営委員会は、運営委員の委任状を含め3分の2の出席をもって成立する。

第19条 運営委員会での意思決定は、出席過半数による。

第6章 総 会

(開 催)

第20条 総会は会長が招集する。

- 2 総会は、年1回以上開くものとする。

(代議員)

第21条 会員施設から1名を代議員とする。

- 2 オブザーバー参加に制限はかけない。

(定足数と決議)

第22条 総会は、代議員の委任状を含め3分の2の出席をもって成立する。

- 2 総会の決議は、出席した代議員の過半数による。

(委任状の決議権の確保等)

第23条 総会に出席しない代議員はあらかじめ通知された事項について書面を持って表決することができる。また表決を委任することができる。この場合において書面にて表決したもの、又は表決を委任したものは出席したものと見なす。

第24条 総会において次の事項を決議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画、会計報告の承認
- (3) 運営委員会から提案された入会の承認
- (4) 運営委員会から推薦された運営委員の承認
- (5) 運営委員会から推薦された監査役の承認
- (6) その他運営委員会が必要と認めた事項
- (7) 代議員から発議をして成立した事項

第7章 事務局

(事務局)

第25条 本会に事務局を設置し、事務局を運営委員が所属する施設より運営委員会にて選出し、総会で承認する。

2 事務局に複数の施設を選任し、事業担当施設と会計担当施設に分けることができるものとする。

3 事務局の任期は2年間とする。ただし再任は妨げない。

(役割)

第26条 事務局は、会長の命を受け事務を処理する。

2 事務局は、協議会・総会・運営委員会等の議事録を作成し、これを保管する。

3 事務局は、会長の命を受け会計を処理する。

4 事務局は、事業・会計報告書を作成し、証憑書類とともに監査役に提出する。

5 事務局は、事業・会計報告書を保管管理する。

第8章 資産及び会計

(資産および会計)

第27条 本会の経費は会費、寄付に係る金品による。

第28条 決算報告は事務局が作成し、会計監査の監査を求めるものとする。また決算報告は運営委員会の審議を経て総会において承認を求めるものとする。

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 補則

(補則)

第30条 本会の規則を施行するために必要な細則は、運営委員会が別に定める。

附 則

1. この会則は、平成24年4月1日から施行する。

2. この会則は、平成25年7月5日に改訂。

3. この会則は、平成29年4月1日に改訂。

4. この会則は、平成31年4月1日に改訂。